して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては 0.169、「中学校費」にあつては 0.170

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.109 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.109 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

C　前年度の 5 月 1 日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号に掲げる数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号及び第 19 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

3　都道府県の「こども子育て費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［｛（0.154 ／ A）－ 1.000｝× 0.214］× B × C

0.154 ／ A が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　18 歳以下人口を人口で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　段階補正係数

C　普通態容補正係数

する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては 0.168、「中学校費」にあつては 0.168

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝＋｛（B × 1.24）× D｝］／（A ＋ B）

（C － 1）× 0.107 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.107 ＋ D｝、（B × 1.24）又は｛（B × 1.24）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

C　前年度の 5 月 1 日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号に掲げる数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の 5 月 1 日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第 2 条第 1 項に規定する都道府県算定総額から同条第 1 項第 5 号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第 2 条第 2 項に規定する指定都市算定総額から同条第 2 項第 5 号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第 1 条第 11 号及び第 19 号に掲げる数の合算数で除して得た額を 12 で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［新設］